

## 「改正フロン回収・破壊法対応 行程管理票」の販売のご案内

平成 19 年 10 月 1 日より施行の「改正フロン回収・破壊法」において、業務用冷凍空調機器（第 1 種特定製品）を破棄する際、フロン回収を書面（行程管理票）による管理（行程管理票の交付・回付・保存など）が義務付けられました。

同時に、建物解体時には、元請業者は、業務用冷凍空調機器設置の有無を確認し、発注者に対して、事前に書面（事前確認書）にて説明する義務があります。

社団法人 東京都冷凍空調設備協会では「行程管理票」の販売を INFREP より委託されました。